

# 選択肢のある社会の実現を目指して ——女性活躍に対する制度の壁を乗り越える

提言



長谷川隆代  
はせがわ たかよ  
ダイバーシティ推進委員長  
SWCC 社長



次原悦子  
つぎはら えつこ  
審議会副議長  
ダイバーシティ推進委員長  
サニーサイドアップグループ  
社長



魚谷雅彦  
うおたに まさひこ  
審議会副議長  
ダイバーシティ推進委員長  
資生堂会長

「企業は社会の公器」といわれる通り、企業の存在意義は、その事業活動を通じて社会の発展に貢献することにある。価値ある商品やサービスを提供することはもちろんのこと、環境や人に関する社会課題の解決に積極的に取り組む姿勢が求められる。

その中でも、近年 DEI (Diversity, Equity, Inclusion) の重要性が注目されている。DEI はイノベーションの源泉であり、持続的な社会・経済成長に欠かせない。わが国において、女性を含む多様な人材が生き生きと活躍できる社会を実現することは急務である。そこで、経団連では、女性活躍の推進をはじめ、LGBTQ に対する理解増進、アンコンシャスバイアスの払拭といった、多角的なアプローチで企業の事業変革を促し、企業価値の向上につなげるべく、様々な取り組みを展開してきた。

他方、DEI を尊重する社会の実現には、各企業それぞれが取り組みを進めていくことと並行して、時代とともに変化し、多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせ、一人ひとりの「選択肢」を増やす観点から、社会制度を見直していく必要がある。その一つが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならぬという「夫婦同氏制度(民法第750条)」である。

そこで、経団連では、希望すれば、不自由なく自らの姓を自身で選択できる制度の早期実現を政府に求めるべく、2024年6月18日に提言「選択肢のある社会の実現を目指して——女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」を公表した。以下、提言の概要を紹介する。

## 夫婦の姓を取り巻く 社会環境の変化

現行制度では、婚姻時に夫婦のいずれかが

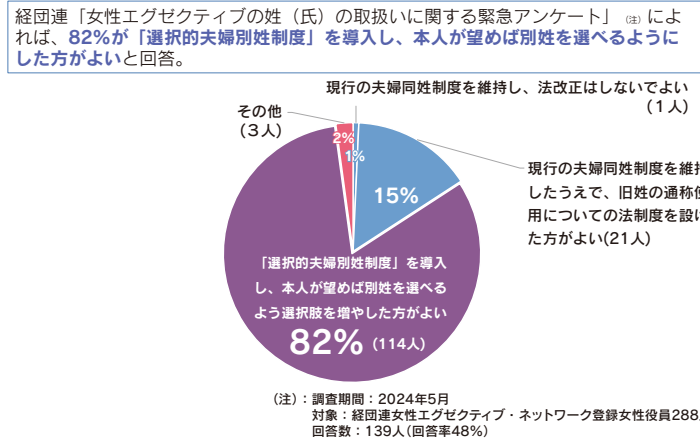
ないと判断した。ただし、特筆すべきは、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したのではなく、いずれも、夫婦の姓に関する制度のあり方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはかならない」としたことに加え、これらの判決・決定には複数名の裁判官から反対意見が示された。

## 旧姓の通称使用の拡大と課題

官民の職場では、女性の社会進出を踏まえ、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、

旧姓の通称使用が拡大しているが、通称は法律上の姓ではないことから、課題も残る。特にグローバルな現場では通称使用が理解されず、トラブルとなることが多い(図表2)。これは、これまで当事者のキャリア上の障壁と見なされていたが、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象であり、無視できない。また、現行制度は、女性に相当程度の改姓による不都合・不利益を与える「間接差別」に当たる恐れがあるとの指摘もある。

図表1 夫婦の姓に関する制度への考え



出所：経団連「女性エグゼクティブの姓(氏)の取扱いに関する緊急アンケート」結果

図表2 ビジネスの現場における通称使用の弊害が生じる場面(例)

契約・手続きを行う際のトラブル	キャリアの分断
<ul style="list-style-type: none"> <li>口座やクレジットカードの作成時</li> <li>不動産登記を行う時</li> <li>契約書への署名時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文の執筆時・特許の取得時</li> <li>国際機関で働く時</li> <li>過去の人脈や実績等をひも付ける時</li> </ul>
海外に渡航する際のトラブル	プライバシーの侵害
<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテルでのチェックイン時</li> <li>公的施設・民間施設等への入館時</li> <li>空港での出入国時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚・離婚に伴う改姓手続きの時</li> <li>姓に関する情報を社内に取り扱う時</li> </ul>

資料：経団連事務局作成

## 「選択的夫婦別姓制度」をめぐる 政府・司法の動き

政府は、法制審議会で議論し、1996年に選択的夫婦別氏制度の導入を答申した。法務省は1996年、2010年の2度にわたる改正法案を準備したが、与党内での様々な議論の結果、国会への提出には至らず、今に至っている。

司法の場では、現行の夫婦同氏制度をめぐり、最高裁は、これまで2度、憲法に違反し

## 政府への要望

政府には、夫・妻各々が、希望すれば生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現を求めたい。1996年の法制審議会の答申は、現在においても社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容である。他方、通称使用を法制化する案など、女性の活躍を阻害しているビジネス上の課題を解決し、自らが選択する姓を名乗れるようにする案も提案されている。制度見直しの機運は高まっており、政府には一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待する。

姓名は、その人の人格を示すものであり、職業人にとっては築いた実績や信用、人脈などがひも付くキャリアそのものである。結婚後も本人が望めば自らの姓を選択できる制度の実現は、女性の活躍の観点からはもちろん、性別に関係なく全ての人が自らのキャリアやアイデンティティを守るためにも重要である。DEIの本質は、よりイノベティブな選択肢が与えられ、一人ひとりがそれぞれの考えのもと、生き方を選択できることである。不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現は、多様な価値観を包摂する社会を目指す強力なメッセージとなると確信している。

選択肢のある社会の実現を目指して  
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044.html

